

愛郷ぐんまプロジェクトと連携した地域限定クーポン券 取扱店募集要領

1 発行の目的

愛郷ぐんまプロジェクトの利用者に対して発行し、村内の消費拡大により地域の活性化を図ることを目的とする。

2 クーポン券の発行について

- (1) 名 称 愛郷ぐんまプロジェクトと連携した地域限定クーポン券
- (2) 発 行 者 孺恋村
- (3) 対 象 者 「愛郷ぐんまプロジェクト」を利用した旅行者
・1名1泊税込6,600円以上の場合1,000円券2枚
- (4) 利用期間 令和4年10月10日まで

3 取扱いにおける厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) クーポン券を現金化することはできない。
- (3) クーポン券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (4) 物品購入等による不足分は現金等で支払う。
- (5) 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らない。
- (6) クーポン券の紛失及び盗難に対し、孺恋村はその責を負わない。

4 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金、給食費等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 宿泊代金の支払い

5 取扱店の参加資格

孺恋村内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、孺恋村内の店舗等に限りクーポン券を使用できるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記[4クーポン券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 利用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題がないか確認すること。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに孺恋村役場観光商工課に報告すること。
- (2) クーポン券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入する

- こととし、既に取扱店名の記入がある場合は受け取りを拒否すること。
- (3) クーポン券の交換及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能とする。
 - (4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
 - (5) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
 - (6) 群馬県暴力団排除条例及び嬭恋村暴力団排除条例を遵守すること。

7 申請手続きについて

- (1) 申請方法
この「募集要領」に同意のうえ「申請フォーム」から申請するか、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、未来創造課へ郵送又は直接提出する。
- (2) 申請書の提出先
嬭恋村役場 未来創造課 〒377-1692 嬭恋村大字大前 110
- (3) 申請期間
令和4年10月10日まで
- (4) 申請後の審査・承認
申請のあった事業者は、村の審査を経て取扱店として承認する。承認した場合には後日「取扱店証明書」を郵送し結果を通知する。
- (5) その他
 - ①個別の店舗ごとに申し込むこと。村内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成すること。
 - ②クーポン券換金申請書は取扱店証明書と同時に配布する。

8 換金について

- (1) 換金方法
取扱店は、嬭恋村役場観光商工課または未来創造課において、「取扱店証明書」を持参のうえ、使用済券とクーポン券換金申請書を提出すること。
なお、金融機関での換金は取り扱わない。
- (2) 換金期間
クーポン券を受け取った日から1ヶ月間の期間までに申請すること。
- (3) その他
換金は口座への振込とし、現金での換金は行わない。

9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことができる。また、違反により損害金が発生した際は請求することができる。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、嬭恋村役場未来創造課と協議すること。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は取扱加盟店一覧に掲載し、嬭恋村のホームページやリーフレットなどにより広報する。

<問い合わせ先>

嬭恋村役場 未来創造課 TEL : 0279-96-1257 FAX : 0279-96-0516